

ウルグアイラウンド農業交渉にみるEC提案の変遷： 主に関税化と保護水準の指標をめぐって

北崎， 浩嗣
鹿児島大学法文学部

<https://doi.org/10.15017/4494341>

出版情報：経済学研究. 60 (3/4), pp.135-148, 1994-12-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

ウルグアイラウンド農業交渉にみる EC 提案の変遷¹⁾

—主に関税化と保護水準の指標をめぐる—

北 崎 浩 嗣

目 次

- 1, はじめに
- 2, ウルグアイラウンド農業交渉過程での EC の提案と主張
 - (1) 89年7月アメリカの関税化 (tariffication) 提案までの EC の提案と主張
 - ① 87年10月 EC の農業交渉マニフェスト (第一次提案)
 - ② 89年4月ジュネーブ中間合意前後の EC の主張
 - (2) アメリカの関税化提案から90年11月各国オファー提出までの EC の主張
 - ① 89年10月アメリカの包括提案に対する EC の反応
 - ② 89年12月 EC オファー (第二次提案)
 - ③ 90年7月ドゼウペーパーに対する EC の反応
 - ④ 90年9月マクシャリー GATT オファー
 - ⑤ 90年11月 EC オファー (第三次提案)
 - (3) 91年ドンケルペーパーから93年サザラウンド最終合意案に至る EC の主張
 - ① 91年6月農業交渉委員会オプションペーパー
 - ② 91年12月包括協定案
 - ③ 92年11月 EC・アメリカのプレアハウス合意
 - ④ 93年12月サザラウンド最終合意案
- 3, 結びに変えて—今回のガットによる約束の保護効果—
 - (1) 関税化による保護効果の実質的变化
 - (2) 残された課題

1, はじめに

筆者は、前稿で92年12月までのウルグアイラウンド農業交渉の展開過程を略述した²⁾。執筆当時は、長引く交渉の中で、米・EC の合意案が

どのように形成され、農業交渉がいつ妥結を迎えるかが最大の関心事であった。そこで、前稿では、米・EC の妥協案の設定とその受入状況をたどり、92年5月の EC 共通農業政策の改革内容を紹介しながら、92年12月プレアハウス合意で、本ラウンドでの農業交渉が EC 内でのフランスの抵抗はあるものの、軟着陸期に入ったと結論づけた。

くしくも、昨年の1993年12月15日のサザラ

1) 周知のとおり、1992年2月7日に調印されたマーストリヒト条約によって、新聞等マスコミも足並みを揃えて、旧来の EC (欧州共同体) から EU (欧州連合) へ名称とその表記法を改めている。しかし、本稿では、ウルグアイラウンドの初期から考察を行っているため、従来通りの EC の表記で統一させた。正確には92年以降の EC は、EU と表記すべきである。

2) 拙稿「ウルグアイラウンド農業交渉過程と EC 共通農業政策の改革」(鹿児島大学『経済学論集』第38号, 1993年3月)を参照。

ンド合意で、ガット貿易交渉委員会が最終文書 (Final Act) を採択し、今回の農業交渉はおおかたの決着がついた。しかし、EC のウルグアイラウンド農業交渉への対応を考慮すると、EC 農業の研究に多少とも携わった筆者としては、CAP (EC 共通農業政策) の根幹である可変輸入課徴金と輸出補助金のシステム、すなわち域内優先原則に変更を与えた今回の交渉の結果をいかに考えるべきかという疑問が生じている。その疑問点は、具体的には、以下のような論点として指摘される。

第一に、本ラウンドでは、農産物貿易でガット条項上あいまいな規定を受け、ラウンドでの争点となっていた可変輸入課徴金 (EC)、輸入数量制限 (日本等)、ウェーバー (アメリカ) 等の非関税障壁に対して、その非関税障壁をすべて関税に置き換えるという関税化 (tariffication) 路線が本線となった。EC は本ラウンドが開始される以前の CAP の一連の改革では、CAP の三大原則の一つである域内優先原則には手を触れることはなかったし、できなかった³⁾。いわば不可侵ともされていた可変輸入課徴金制度に対してどのような交渉過程と妥協を経て、関税化路線容認に転換していったかである。また、その移行によって、どのくらいの実質的变化が予想されるのかという点も、それと合わせて考慮されなければならない。

第二に、上記と関連するが、EC は関税化容認の条件としてリバランシング (関税率の再調整) を要求した。EC におけるリバランシングの必要性とそれを要求する品目を明らかにし、これが従来の保護水準をどの程度カバーしようとし

たものなのかが考察されなければならない。またこの要求は最終合意案ではどのように取り扱われているとみるべきなのかという点も重要である。

第三点目も、上記二点に関連するが、国内保護水準の算定に、EC はどういう算定基準を要求していったかである。従来 OECD で設定され算定の基準とされた PSE⁴⁾ と、EC から提案された支持計測単位 = SMU (support measurement unit)、包括協定案で示されている AMS との関連と相違をできる限り明らかにし、EC の提案の意味を吟味したい。

以上の論点は、いわば農産物貿易自由化、農業分野へのガットルール適用という潮流に対する EC の姿勢と方針に帰結する。実際の交渉のなかでは、上記の項目は、妥協を迫られ交渉の道具となるものであり、さらにいえば EC の提案そのものまでが妥協の産物である。しかし、上記の論点を明らかにすることは、具体的提案も出せず問題を先送りし、しいては部分自由化を余儀なくされた日本と EC の姿勢を比較できるし、EC の今後の農業政策の方針を探るうえでの重要な論点を提起するものと思われる。

また、本論に入る前に、以下の点を留保事項として挙げなければならない。第一に、本稿では輸出補助金が十分な取り扱いをなされていない点である。EC においては農業保護政策のシステム上、輸入課徴金と輸出補助金は表裏の関係であり、輸出補助金削減問題が本ラウンドの最大の課題であったことも認識している。だが、そうした方法を探らざるを得なかったのは、本稿の問題意識が EC の国境措置、特に市場アクセスにあったからである。第二点目に、今回取

3) Commission of the EC, *Common Agricultural Policy ; proposals of the Comission*, COM (83) 500 final などにてとれる。

4) OECD 編『世界の農業補助政策』日本経済新聞社、昭和62年10月を参照。

り上げた問題を考察するに当たり、91年～92年のCAP改革が重要な意味を持っていたことも十分認識している。交渉でのECの提案は、CAP改革をにらみながら、出されてきたものである。本稿では91～92年のCAP改革の内容は相当程度認識済みということ論を進めていきたい。

2、ウルグアイラウンド農業交渉過程でのECの提案と主張¹⁾

(1) 89年7月アメリカ関税化提案までのECの提案と主張

まず、本稿の注目点である関税化、リバランシングといった国境措置に関するECの提案を中心に本ラウンドの経過を振り返ってみたい。本章では、交渉でのECの提案と主張を、三期に分けて考察している。交渉の過程で一期目から二期目に移行するのは、アメリカの関税化提案とその影響を受けるドゼウペーパーが大きな意味を持っていたと考えるからであり、ECの対応も一期目とは異なり二期目では提案の範囲を拡大させている。三期目は、当時のガット事務局長ドンケル氏を中心に展開された交渉の時期である。この時期では、ECの主張はより現実的、合理的なものに変化していったと考えている。

① 1987年10月、ECの農業交渉マンデート(第一次提案)

表1 87年10月、ECの農業交渉マンデート～EC委員会提案～の概要

対象措置	交渉方法及び交渉内容
・直接所得支持	(1) 第1段階(短期間)

1) この章の叙述にあたり、Terence P. Stewart, Editor "The Gatt Uruguay Round-A negotiating History (1986-92), Agriculture", 1993と千葉典「ガット・ウルグアイ・ラウンドの軌跡」農業総合研究, 第47巻第4号を参照している。

を除く貿易歪曲措置(主要製品の過剰生産が世界市場へ与えるマイナス効果の漸次的削減)	<ul style="list-style-type: none"> ・現市場の不安定性を除去し、よりよい需給バランスを確立する。そのための方策として、商品協定を確立し強化(穀物、砂糖、酪農品の三大主要製品で)する。 ・84年で計測される水準まで貿易歪曲措置を削減(穀物、米、砂糖、油糧種子、酪農品、牛肉について)。 <p>(2) 第2段階(より長期的期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガット加盟国の協議事項は、貿易歪曲措置の協調的削減、国家貿易のアクセス改善、ルールの見直し等について。
---	--

(出所) 本表は、Agra Europe, October 9, 1987より作成。

ここで示されてマンデートは、農業交渉を展開するにあたり、農業交渉の対象措置と交渉方法等について、87年末までに揃った各国提案のなかでのECの提案である。当時のECの公式見解と比較してそれほど目新しいものはない。重要なことは、ECは今後の農産物貿易の自由化の交渉では、短期的問題解決手段(世界農産物市場の改善)と長期的問題解決手段(補助の削減)を区別することが大切であるということ指摘している点である。また、この第2段階の提案で、国内支持の削減により、条件不利地域の生産者に補償支払いがされねばならないということを明記している。さらに、この提案の中で、保護水準を図る共通の指標については、PSEが保護監視制度の基礎として使用されても、削減交渉手段にはPSEの修正がなされるべきだとしている箇所も注目したい。このECの提案は、おおよそすべての補助金を削減する方針(いわゆるゼロオプション)のアメリカ、ケアンズ諸国の提案と大きな乖離があったことは言うまでもない。

② 88年4月、ジュネーブ中間合意前後の

ECの主張

88年12月にウルグアイラウンド中間レビュー閣僚会議がモンテリオールで開催されたが、農業分野では中間合意は先送りになった。その際のECの主張も、前記した表1の内容と大きな変化はない。しかし、89年4月のジュネーブ交渉で農業分野の中間合意が成立する頃には、EC側も交渉において譲れない部分の指摘とアメリカ、ケアンズ諸国との明確な反対意見が出始める。その現れが、リバランシングと保護水準尺度PSEへの修正提案である。

表2 89年4月、ジュネーブ中間合意の内容とECの主張

<p>*ジュネーブ中間合意</p> <p>1, 長期 (Long Term)</p> <p>農業の保護・支持の漸進的削減を目的とし、この目的は特殊な政策や手段に関する交渉もしくはAMSを基礎にした交渉、あるいは両者の結合によって達成される。交渉は、輸入や輸出競争のためのアクセスに直接的にか間接的に生じるすべての手段を含む。協定案は、以上の問題を以下のように限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 輸入への数量的規制と非関税障壁——それら非関税手段の関税への変化の問題 (tariffication) は交渉の一部分たりうる。 • 関税——いくつかの結合によって形成されるものを含む。 • 補助や輸出競争を強める手段——貿易に直接的に間接的に影響を及ぼす価格・所得支持と、輸出競争を増大させる直接的、間接的補助の形態での輸出への財政援助を含む手段。 • 輸出禁止と輸出制限 <p>* ECの主張点</p> <ul style="list-style-type: none"> • リバランシング—穀物への輸入課徴金を減少させる代わりに、ECに油糧種子や穀物代替品に制限を課す手段を与える。
--

(出所) Agra Europe, April 14, 1989より作成。

ここで注目したいのは、3月のドンケル事務局長の合意案の提示から4月の合意案成立に至る過程で関税化が協議の材料となり、EC側もリバランシングの要求を始めていることである。

7月に入ると、ECからはAMS(総合的計量手段)の使用に関する提案が、アメリカからは正式な関税化提案が農業交渉グループで議論されることになる。そのうち関税化の中身は、「あらゆる非関税の輸入アクセス障壁が、世界価格と国内価格との間の価格ギャップに関係する明示的な関税相当量を有する」ということで、簡略化すれば、以下の定式によって計算されることになる。 $TE = [(PD - PW) / PW] \times 100$ (where TE=tariff equivalent, PD=domestic price, PW=world price)²⁾。

(2) アメリカの関税化提案から90年11月各国オファー提出までのECの主張

① 89年10月、アメリカの包括提案に対するECの反応

前記したように、農業交渉グループでは、それまでに関税化に対して相当の議論が交わされてきたことが伺える。しかし、正式な形でアメリカの関税化提案が提出されたのは89年10月の包括提案提出時である。以下に紹介する表3、表4の提案は、中間合意をうけて再開された農業交渉で、要請されたアメリカとECの第二次提案である。

表3 89年10月、アメリカの包括提案

<p>*輸入アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> • すべての輸入保護を10年間で最終税率(ゼロまたは低率)にまで削減し、ECで機能している可変輸入課徴金は禁止される。 • 数量割当や他の非関税障壁は、唯一の輸入調整手段となる関税割当に転換する(いわゆる関税化)。 • 最終的目標は、輸入保護のすべての形態の完全関税化であるが、過渡期間には特別セーフガードが認められる。 <p>*輸出補助金</p>

2) Agra Europe, July 14, 1989

- ・全ての輸出補助金を5年間で段階的に撤廃する(ただし食糧援助は除く)。
- ・現在ガットによって公認された短期供給における製品の輸出制限は、段階的に削減される。
- * 国内支持
- ・現存する国内支持政策を三つの範疇に分類する(貿易歪曲の度合いに応じて)。
- ・非常に貿易を歪曲する政策は、10年間で段階的に削減する(これに含まれる政策は、管理価格政策、生産と市場に密接に関連する所得支持政策、等)。
- ・許容される政策は、生産や市場と結びつかない所得支持政策、環境保全計画、災害援助、研究開発等である。
- ・国内支持の削減は、ECによって主張されているAMSが用いられる。

(出所) Agra Europe, October 27, 1989より作表。

アメリカ案は、市場アクセス、国内支持において非常に具体的な内容であり、明確な記述である。国内支持においては、現行の国内支持政策を貿易歪曲度合いに応じて三つのカテゴリーに分けることを提案しているし、市場アクセスについては、関税化を明確に示している。提案された関税化に対するECの見解は、関税だけをその他の支持手段となぜ分離させるのか、関税化では世界価格の変動から農業者を守ることはできないという理由で、否定的な姿勢をとっている。そのことは国境措置を媒介としたECの段階的価格制度がEC農業政策の根幹(bed-rock)であると表現していることに如実に表れている。この段階でのECの主張は、リバランシングの要求と関税化に不足払いが含まれるべきであるということに終始する¹⁾。

② 89年12月、EC オファー (第二次提案)

表4 89年12月、EC委員会ガットペーパー

1, <一般的原則> ~省略

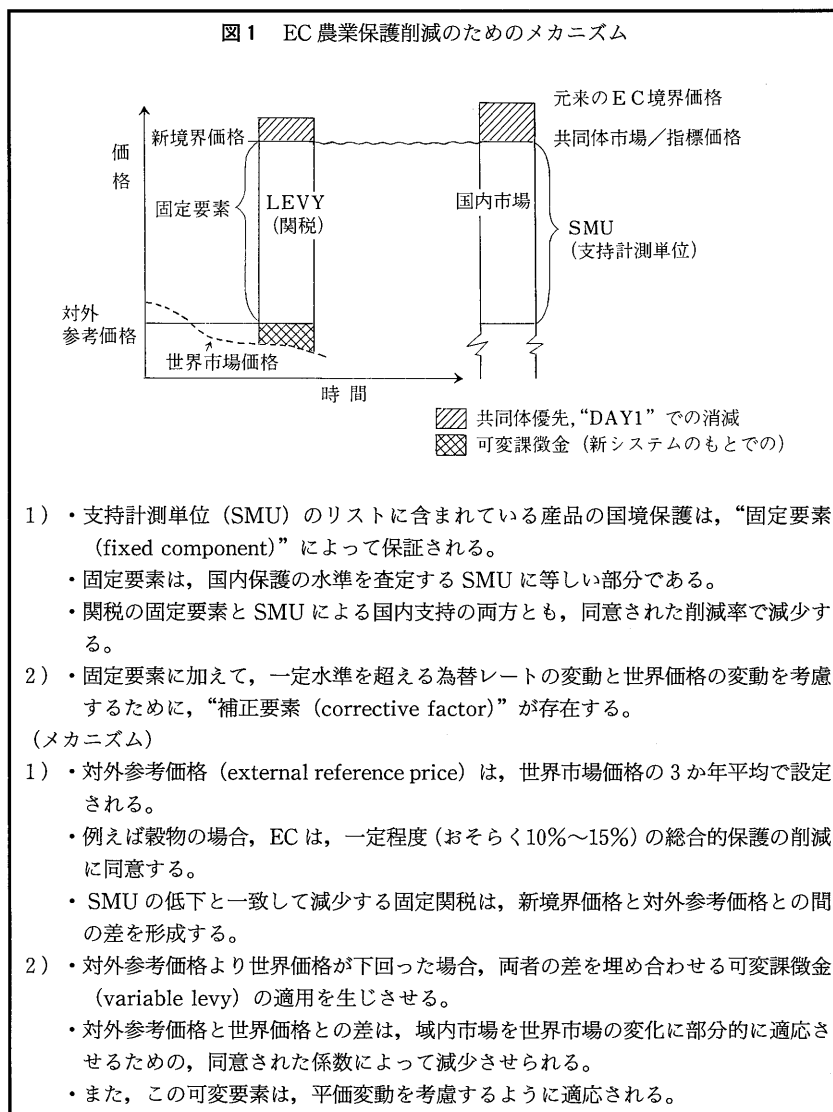
1) Agra Europe, December 15, 1990

- 2, <支持・保護削減に関する約束>
- ・支持・保護の削減は、総合的計量手段を用いてなされるべきである。
 - ・支持計測手段(SMU)と性格——含まれる手段としては、農業者の生産の決定に影響を及ぼす全ての措置(価格支持、生産に結びついた直接支払、産品を特定した投入経費への補助を含む)であり、その対象産品としては、優先順位として構造的過剰部門である穀物、米、砂糖、油糧種子、生乳、牛肉、次に豚肉、鶏卵、鶏肉である。
 - ・SMUの計算のために、固定された対外価格が参照されねばならない。その際、農業支持と関係のない為替レートの変動による影響を除去すべきである。
 - ・支持の削減の約束は、(単位毎、総合的にの両方での)SMUの削減率として示されるべきで、この削減率は、産品毎または産品グループ毎で異なりうる。
 - ・支持の削減の約束は、5年間の第一段階としてなされ、支持・保護の削減は1986年を基準として計測される。
- 3, <関税化と関連する適合手段>
- ・現存する保護の形態に関税に基づかせること、過渡期間後にその関税をゼロまたは非常に低率の水準とする考え(すなわち関税化)は、農産物貿易をまったく自由で混乱した状況に導くので、そのような調整はできない。
 - ・不足払いは、同様に取扱いられ、関税に換算される。
 - ・しかしながら、ECは、リバランシングが関税化の中で解決されるのであれば、関税化を検討することもありうる。このことは以下のこと(図1, 図2を参照—筆者—)を基礎にしている。

(出所) 本表は、Agra Europe, December 15, 1989より作成。

ここで注目したいのは、表3で示したアメリカ案と表4のEC案で、提案の様式が大きく異なることである。アメリカ案では、この段階で国内支持と市場アクセス(国境措置)と輸出補助金を分けて議論している。一方、この段階でのECの基本的立場は、国内支持と国境措置を区別することなく、両者を合わせた農業保護水準をAMSで総体としてとらえ、それを漸進的に削減しようとするものだったのである²⁾。

図1 EC 農業保護削減のためのメカニズム



(出所) Agra Euarope, February 2, 1990から作成。

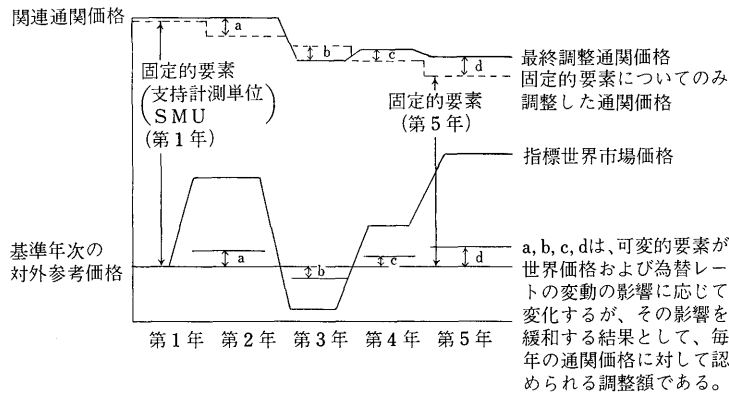
そのために, EC は関税化に対して具体的などのような対応を試みようとしていたのであろうか。この段階での EC の関税化への議論が重要だと思われるが, EC の提案してきたものは,

いわゆる「部分関税化 (partial tariffication)」と呼ばれるものである。図1と図2で簡単に説明している。

図1で基本的な点が示されているように, EC は, 国境保護に対して新境界価格と対外参考価格 (世界市場価格の三か年平均) との差を形成する固定要素 (固定関税) と, 世界市場価格が対外参考価格を下回った場合に両者の差を埋め

2) この指摘には, 本間正義「交渉の経緯と各国の立場」(『ウルグアイ・ラウンド決着と2001年への展望』, 農業と経済—臨時増刊号, 1994年7月)を参照。

図2 関税化とリバランシングに関するワーキングペーパー
(オーストラリア農業・資源経済局の解釈)



- 1) SMUと密接な関連を持つ固定要素は、提案期間の5年間について、削減の対象となる。
- 2) 可変要素または調整係数は、世界市場価格及び為替レートの変化を考慮するために、固定要素に対して加算または減算が行われる。
- 3) もし、参考価格が異常に低水準に設定されるならば、世界市場価格の変動はほとんどの年に参考価格の上方で生じることになる。その場合、可変調整要素は、固定要素について取り決められる段階状の削減から生じる国内支持価格の切り下げを相殺する傾向を持つ。

(出所) 農政研究センター国際部会レポート, No. 10, 『各国の農業保護削減戦略 [オーストラリア農業・資源経済局の評価]』農文協, 1990年, P20~21と Agra Europe, June 22, 1990より作成。

合わせる補正要素の二本立てを考えていた。固定要素は、同意された削減率のもとで、SMUの低下とともに減少させる一方で、補正要素は、世界価格の低下あるいは平価変動による価格の低下に備えたものであった。図2では、その補正要素(図2では可変的要素と訳している)の調整過程が示されている。指標世界市場価格が対外参考価格より上下した場合の補正(図2ではa, b, c, d分)が、最終調整された通関価格に反映している。

この提案には、まだ不明確な表現が散見される³⁾。しかし、この提案のような「部分関税化」によって、ECは、共通農業政策の枠組みを基本的に維持するつもりであった。しかし、部分関

税化は、アメリカ、ケアンズグループから受け入れられなかった。90年以降の交渉での関税化の議論は、元来のアメリカの関税化路線が本流となってくる。そして90年7月には、貿易交渉のたたき台として議長テキスト案(いわゆる「ドゼウペーパー」)が示され、関税化は交渉の中で市民権を持つどころか重要な交渉妥結へのキー概念へと格上されるのである。

③ 90年7月、ドゼウペーパーに対するECの反応

- 3) この段階では、固定要素の性質そのものも明確ではない。というのは、固定対外参考価格の設定基準もクリアではないし、通関価格と域内市場価格との間にも大きな差が生じているからである。

ここでは、論旨の関係上、ドゼウペーパーの内容は簡単に示し、それに対する EC の反応を見てみる。

表5 90年7月、ドゼウペーパーの概要

<p>*国内支持</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての国内支持の貿易歪曲措置は、AMS型を使用することで、段階的に削減されるべき。 AMSは、86-88年データに基づく固定参考価格と86年をベースに使用する産品毎の貨幣価値によって表現される。 <p>*国境保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 明確に関税化の考えであり、非関税障壁は世界価格と国内価格の現存する差に基づく関税相当量に換算される。 関税の削減率、削減割合の期間についてはここでは提案されず。 特別の「セーフガード条項」が設けられる可能性がある。 <p>*輸出補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての輸出補助金の形態は、実質的・漸進的に削減される。 輸出補助金は他の種類の支持より、より速やかな割合で削減されるべきである。 輸出補助削減の約束は、輸出補助に対する総合的財政支出、単位当りの助成、補助が与えられる産品の総量という方法か、そのような約束の組み合わせでなされる。

(出所) Agra Europe, July 6, 1990から作成。

ドゼウ提案では、すべての非関税措置の関税化をより明確にし、輸出補助金の削減を他の支持・保護より大きくすべきという新たな提案であるが、ECにとっては、ECが提案していた「部分関税化」もリバランシングも言及されておらず、また三分野一括の交渉方式も否定されている。ドゼウ案では、ECの主張は受け入れられず、アメリカよりの提案という性格を持っていたと見るべきである。

④ 90年9月、マクシャリー-GATTオファー
7月28日のTNC(貿易交渉委員会)で、10月1日までに、国内支持、国境保護、輸出援助の

三分野の現状をまとめた国別リストの提出が求められた。ECは域内調整に手間取りながらも、11月にECオファーを提出することになる。その調整期間である9月に、ECオファーの素案となるマクシャリー(EC農業担当委員)の提案が提出された。この提案の中身は、11月に出されるECオファーと基本的には変わっていない。というよりそれを先取りしたものであった。その案に若干の修正が行われて、90年11月ECオファーが提出される。

⑤ 90年11月、ECオファー(第三次提案)

表6 90年11月、ECオファーの概要

<p>*国内支持</p> <ul style="list-style-type: none"> AMSによる削減の対象とする産品(穀物、米、砂糖、油糧種子・豆類、オリーブ油、畜産物の5つのセクター)については、価格支持、直接支払い、投入補助金を対象とするAMSを、1986年を基準として95年までの10年間にトータル値で30%削減する。ただし、86年から90年までの削減実績値を控除する。なお、内外価格差を算出する際の国際価格としては、86年~88年の平均国際価格を用いる。 AMSの計算ができない産品(野菜、果実、たばこ等)の産品に対する支持を、86年を基準として、95年までの10年間に10%削減する。ただし、86年から90年までの削減実績値は控除する。 削減対象とならない政策(災害援助、国内食糧援助、販売・流通に関する補助、一般サービス、資源の転用、投資補助、食糧備蓄)を含め、全体としての支持水準が86年の水準を上回らないようにする。 <p>*国境措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税化——非関税措置を関税相当量(固定要素)に置き換える。固定要素の削減は、年1回とし、AMSの削減の状況を反映する絶対量だけ削減される。不足払いについては、その一部を関税相当量に転換する。固定要素は、為替変動の全て及び市場価格変動の一定部分を相殺する補正要素により調整する。 保護の再均衡(リバランシング)——穀物の支持・保護の削減の見返りとして、穀物代替品、穀物の副産物及び油糧種子についての保護を高
--

ウルグアイラウンド農業交渉にみるEC提案の変遷

表7a 国内支持に関する30%並びに10%削減オファー¹⁾

トータル SMU (10億 ECU)

		①1986年の トータル SMU水準	②1990年の トータル SMU水準	③1995年の トータル SMU水準 (1986年-30%)	①-③	②-③	目標達成の ための年支 持変化
30%削減 産品	穀物 ²⁾ +米	15,621	13,424	10,935	4,686	2,489	4.0%
	オリーブ油	3,450	3,170	2,415	1,035	755	5.3%
	油糧種子 ³⁾ と たん白飼料	3,047	3,198	2,133	914	1,065	7.8%
	砂糖	3,017	2,591	2,112	905	479	4.0%
	畜産物 ⁴⁾	40,701	36,227	28,491	12,210	7,786	4.7%
10%削減 産品	生産助成 ⁵⁾ を うける産品	2,155	2,253	1,950	205	398	2.9%
	国境保護と価 格支持をうけ る産品						
	一果実と野菜 ⁶⁾	13,568	16,859	12,212	1,356	4,650	6.26%
	一ワイン	5,392	3,840	4,853	539	(1,013)	(0.0%)

(注) 1) 数字は、最終段階で東ドイツの生産を調整しなければならない。

2) 数字は、普通小麦、デュウム小麦、大麦、とうもろこし、からす麦、ライ麦、ソルガムを含んでいる。

3) 数字は、なたね、ひまわりの種、亜麻仁、大豆、えんどう豆、はうちわ豆を含んでいる。

4) 数字は、全乳、牛肉、羊肉、家禽肉、卵を含む。

5) 種子、綿花、大麻、亜麻せんい、蚕糸、ホップ、タバコ、加工処理された果実・野菜を含む。

6) りんご、なし、あんず、さくらんぼ、もも、ぶどう、西洋すもも、レモン、オレンジ、ツナミかん、きゅうり、トマト等を含む。

表7b AMS 計測可能産品の関税相当量

(単位 ECU)

	Levy (課徴金)	TE (関税相当量)	TE ¹⁾	参考価格 (1986~88の平均)
	1986~88の平均	1990	1995	
〈穀物 (/t)〉				
普通小麦	196.7	148.5	104.0	92.2
とうもろこし	182.4	146.8	102.8	83.2
大麦	188.2	144.7	101.3	72.4
白糖 (/100kg)	54.2	48.0	33.6	195.0
オリーブ油 (/100kg)	74.7	155.6	108.9	—
牛肉 (/100kg)	263.0	276.3	193.4	1346.0
羊肉 (/100kg)	194.2	201.3	140.9	1423.0
豚肉 (/100kg)	83.8	83.8	58.7	—
〈乳製品 (/100kg)〉 ²⁾				
脱脂粉乳	157.50	148.50	103.95	885.0
バター	313.21	296.19	207.27	943.0
全脂粉乳	215.82	203.79	142.65	—

(注) 1) 最終数量は、個々の産品に対する支持の削減に依存するであろう。

2) 存在する関税相当の中で、輸入税は EC ですすでに約束している額をこえないものにする。

(出所) 表7a, 表7b とも, Agra Europe, November 9, 1990より作成。

める。これらの品目については、関税相当量を86年～88年の平均輸入量とする関税割当制度を導入し、当該関税割当量に適用される税率(6%または12%)を95年までに段階的に導入する。

***輸出競争**

- ・農業支持・保護の削減は、輸出補助金の減少につながる。
- ・輸出補助金については、以下のように規律を強化する。国内価格と国際市場価格との差を上回らないこと、同一製品の輸入課徴金の額を上回らないこと、ガット16条における「衡平な」市場シェアの概念を明確化すること、過去に輸出補助金が適用されたことのない製品については、新たな輸出補助金は導入しないこと。

(出所) 本表は、Agra Europe, September 21, 1990と November 9, 1990から作成。

具体的には、ECとして、国内支持の削減幅と関税相当量をどのくらいと踏んでいたのか。それを示した表7a, 表7bは、90年9月のマクシャリーペーパーをうけて、Agra Europeが発表した付属表である。特に表7bの数字は、その後の交渉結果から生まれる数字の基礎となるものである。

90年11月のECオファーは、農業交渉前半戦でのECの主張に典型的な内容を示している。特に、関税化に関してはリバランスの要求が認められての「部分関税化」であり、支持削減の実施に当っては、1986年を基準とし、AMSを尺度とした削減方法であった。90年12月、ヘルストローム・ノンペーパーが提示されたが、ECを中心に反対表明が強く、何らの決定をも生まなかった。

この時期までは、ECの企図していたCAP改革は、いまだ不鮮明であったため、交渉の中でECの主張と対応を転換させる契機となっていない。しかし、91年に入ると、交渉は収束に向かい、また新たな動きを見せる。

(3) 91年ドンケルペーパーから93年サザーランド最終合意案に至る EC の主張

① 91年6月、農業交渉委員会オプションペーパー

91年12月包括協定案(通称ドンケルペーパー)が提出され、交渉が収束に向け本格化した背景には、その年の6月の農業交渉委員会でのオプションペーパーの役割が重要である。このペーパーそのものは、各国の主張を併記し、今後の交渉の選択肢を示したものに過ぎないが、これ以降の交渉の進展に有益な道具となっている。というのは、オプションペーパーを叩き台としての議論が、見解の分かれる項目の妥協案を生み、合意案の作成に大きく貢献したと思われるからである。この案をもとに、市場アクセスに関しては、特別セーフガード条項やカレントアクセス、ミニマムアクセスの中身が煮つめられ、国内支持に関しても緑の政策と黄の政策のどちらを先に定義するかといった議論、あるいはAMSの使用に関する論点が明確になってきている。合意案の様式が提示され、対立した問題点の指摘がなされたことによって、アメリカとECの歩み寄りが行われたのである。

② 91年12月、包括協定案

この年の11月からの交渉の過程については、前稿で詳細に示したので、合意内容とそれに対するECの対応を中心に論を進めたい。

先に紹介したオプションペーパーをもとに、9月から本格的な交渉に入るが、10月にECが可変課徴金の関税化を受け入れ、アメリカがAMSによる国内支持の削減に同意するという交渉の大きな転機を迎える。11月のドンケル作業ペーパー原案が提示できたのも、アメリカとECの接近があったからであるし、ECの関税化

への対応の変化にアメリカが保護削減率の数値減（国内保護と国境措置の削減率を30%に，輸出補助金を35%に）で誠意を見せるという妥協が図られたからである。

表8 91年包括協定案－農業分野－からの抜粋

<p>*市場アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「例外なき関税化」で，その際の関税相当量は従価または従量を問わず内外価格差で（利用のデータは，86年から88年までのもの），国内価格には卸売価格を輸入価格には着港価格（CIF 価格）を用いる。一般関税率の削減基準は，1986年9月1日の水準とし，平均削減率は36%，実施期間は93年から99年まで。実施初年度（93年）のミニマムアクセスには，国内消費量の3%以上，実施期間終了（99年）までに5%まで拡大。 ・特別セーフガード規定として，輸入量が直前3か年の平均より25%増加した場合，または輸入価格が86年から88年までの間の平均価格より10%以上低下した場合に関税率の引上げを認める。 <p>*国内支持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削減の対象とならない国内措置を除外したすべての国内支持措置を，93年から99年までに20%（基準年は86年から88年まで）削減する。約束は支持の総合的計量手段（AMS）および同等の約束によって表示。 <p>*輸出補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出補助については，93年から99年までの間に財政支出で36%，数量で24%削減（基準年は86年から90年）する。（この提案で記載されている輸出補助金の削減約束の対象や約束の産品特性については省略）。
--

（出所）この表は，日本経済新聞，91年12月21日（夕）と Agra Europe, January3, 1992より作成。

包括協定案では，内外価格差を測る国内価格に卸売価格が使用された。一方で EC は，1990年に構想された自らの方法で関税相当量を計測した。その際の国内価格は，普通小麦の場合，241.30ECU/トンで，EC 介入価格に基づき計算され，関税相当量は，148.50ECU となる。ドンケル方式であれば，国内価格が212.50ECU/トンとなり，関税相当量は119.70ECU，よってド

ンケル方式では EC の関税相当量が下がるという指摘がなされている（イギリスの Home Grown Cereals Authority の計算による）¹⁾。

また，包括協定案では付属書で AMS に対して以下のような定義が下されている²⁾。「AMS は，国別の基礎産品について，産品特定的に計算され，合計金額で表示される。補助金には政府またはその機関の財政支出額と税の減免額を含む。生産者が支払う特定の農業課徴金，手数料または税は AMS から控除される。基準年の AMS は，国内支持の削減約束の実施の出発基準となる」と。

③ 92年11月，アメリカと EC のブレアハウス合意

包括協定案に対して，EC は輸出補助金の削減方法，農家への直接所得補償制度の見直しの問題，リバランシングの問題は，譲れない項目であった。3月になると，油糧種子をめぐる EC とアメリカに新たな紛争が生じた。それらの問題に対する両者のぎりぎりの交渉の中で，交渉の早期妥結を望むアメリカは，EC の直接所得補償制度を補助削減の対象外とする，輸出補助金の削減率を数量ベースで21%（包括協定案では24%）にするという譲歩案で妥協を図り，フランスの強硬な反対があったものの，EC はその案を受けた。いわゆるブレアハウス合意（92年11月）と言われるものである。その当時の EC とアメリカの農業協定の委員会テキストでの EC の主張をみると，アクセスにおいて EC は，「期首の関税は世界価格（FOB 価格での）と

1) Agra Europe, April 10, 1992.

2) William S. Hein & Co. Inc. "GATT Multilateral Trade Negotiations The Uruguay Round" AGREEMENT ON AGRICULTURE, ANNEX3, p23.

域内介入価格との差に等しい³⁾というように、国内価格を域内介入価格にするよう主張している。また、「EC市場を世界市場の過度な変動から防衛するために、“特別セーフガード条項”と呼ばれる可変要素が自動的に関税に追加され（これが作用するのは、ECの輸入価格が86年～88年輸入価格の平均より10%以上低下したとき）、基本的関税に追加されるその量は、実際の輸入価格と86年～88年の平均価格との差に応じて生じる。ドルの変動に対する保護は輸入価格がECU（ECでは）であるから、保証される⁴⁾としており、部分自由化を提案していた時の可変要素の設定を、今度は特別セーフガードによる追加関税で代替している（いわゆる”dirty tariffication”）ことになる。

④ 93年12月、サザerland最終合意案

昨年の12月に決着のついたウルグアイラウンドの最終合意案（Final Act）では、最終的にどのようなシステムに帰結したのであろうか。市場アクセス、国内支持、輸出補助金の基本的取り決めは、92年11月のブレアハウス合意で決定している。ECは、ガットの約束事項に従い、ミニマムアクセスの産品とその数量、関税相当量とその削減計画、輸出補助金の削減計画表を記している。

表9 主要産品におけるECの関税削減計画表
—1995～2000年—

産品	関税相当量 (ECU/t)	最終関税 (2000年まで) (ECU/t)	適用削減率 (%)
普通小麦*	149	95	36
大麦*	145	93	36
とうもろこし*	147	94	36
白糖	524	419	20

3) Agra Europe, January 2, 1992.

4) ibid.

生牛	16%+1454	22.4%+931	36
羊肉	20%+2677	12.8%+1713	36
豚肉	838	536	36
脱脂粉乳	1485	1188	20
全脂粉乳	2038	1304	36
バター	2962	1896	36

(注) *名目関税；現実には適用された介入価格より上回るところの55%を最大に、関税支払輸入価格を維持するために、ECの約束によって決定されるであろう。

(出所) Agra Europe, January, 21, 1994より作成。

市場アクセスに関しては、表9に示しているような形で、関税相当量を設定し、基準期間に削減していく予定である。

3. 結びに変えて——今回のガットによる約束の保護効果——

(1) 関税化による保護効果の実質的变化

こうして示されたECの関税化後の保護効果は、どの程度のものなのか、それはまたCAP改革で予定されている支持価格の削減とどう関わるのであろうか。

表10で示されているように、86年から91年までに経験した最低の輸入価格を仮定しても、白糖、脱脂粉乳を除けば、CAP改革で実現される買入価格を上回ると予想されている¹⁾。また、輸入価格が高い場合には、買入価格と相当な開きが生じてくる²⁾。これは、96年まで予定されているCAP改革による価格引下率がかかなり大きい

1) 92年5月のCAP改革で価格政策がどのような変更を受けたかについて、古内博行氏（『EU穀物価格政策の新変更』『農業と経済』1994年5月号）の叙述により簡単に説明してみる。各種穀物はすべて「穀物」に一本化され、政策価格が一律的に適用される（指標価格と介入価格の大幅切り下げ）。引き下げに伴う所得減が直接所得補償で補填される（介入買入価格と指標価格との差が補償単価）。境界価格は従来は指標価格から誘導されていたが、今回の改編で境界価格は一本立ちし、指標価格プラス45ECU/tと設定された。

表10 CAP改革と関税相当量

単位 ECU/トン

	1990年ガットオファー		36%削減		最大予想 輸入価格 ①	最低予想 輸入価格 ②	CAP改革に伴う価格			
	参考価格 1986~88	EC 輸入価格	最初の関 税相当量	最終関税 相当量			予定される 価格切下	最終買 入価格 ③	最低差額 ②-③	最高差額 ①-③
普通小麦	92.8	146.5	148.5	95.0	265.2	197.9	-29%	126.5	71.4	138.7
とうもろこし	94.5	113.5	146.8	94.0	231.3	175.5	-29%	126.5	49.0	104.7
大麦	85.4	105.4	144.7	92.6	221.9	162.7	-29%	126.5	36.2	95.4
白糖	195.0	516.7	524.0	335.4	799.0	629.7	0%	878.5	-48.8	120.5
脱脂粉乳	685.0	840.7	1485.0	950.4	2915.5	1701.7	0%	1974.5	-272.8	941.0
バター	943.0	2485.5	2961.9	1895.6	4488.9	3460.3	-5%	2930.2	530.1	1558.7
牛肉	1526.0	2004.7	2763.0	1768.3	3595.3	3171.7	-15%	2670.9	500.9	924.5
羊肉	1423.0	3523.7	2677.3	1713.5	4201.9	3741.1	0%	3035.9	705.2	1166.0

(注) 1) 特別セーフガードは、ドンケルペーパーで記されているように適用している。予想世界価格は、86年~91年の間で認められた最低あるいは最高の価格を仮定して。

2) 月毎の増分を含んだ改革遂行終了時の価格。白糖、脱脂粉乳、バターに対しては介入価格、羊肉に対しては代表的市場価格。

(出所) Agra Europe, November 27, 1992. 原資料は EC Commission.

ことと、世界基準価格が高水準に設定されたことによる。(表10参照)。ECにおいて3年間には関しては、対外保護効果は大きいというべきであろう。

是永氏は、フランスの農業会議所のF.サンチーニの分析から、穀物需給の見通しを「生産ではCAP改革による減反率、単収年1%増加の前提で、1992年~2000年に800万トンの増加、消費は穀物代替品から飼料穀物への需要転換800万トンとみこみ、1000万トンの増加を予想している」と紹介している。1999年以降の過剰在庫の増加を予想しているのである。

(2) 残された課題

最後に、残された問題をいくつか挙げてみたい。第一に、ガットでの約束である関税化をEC

に当てはめるにあたって、ECに特有の困難とあいまいさがいまだに残っている点である。それは、内外価格差を測る場合のドル/ECUの換算レートの問題である。また、ECではグリーンECUを使用しているため、その問題がより複雑になる。ドルとECUの換算率をどうするか、農業計算単位の換算“switchover”係数の問題、CAP支持水準によって導かれた国内市場価格の変化をどう扱うか等は、まだ明確な指摘がなされていない。第二に、リバランシングの問題である。92年11月のブレアハウス合意では、「穀物代替品の輸入がCAP改革の実行を危うくする水準まで増大すれば、相互に受入可能な解釈を見いだす目的で協議することに同意する」³⁾になっていた。すなわち留保事項である。今後の動向が注目されるところである。

以上見てきたように、ウルグアイラウンドで

2) 表9の注で指摘しているように、関税支払い後の輸入価格が介入価格の155%を超えないように、関税相当量の上限は設けてある。

3) Agra Europe, November, 1992.

の EC の姿勢は基本的には変わっていない。関税化を容認できたのも、EC 内で斬新な CAP 改革が行われることが射程にあったからである。部分関税化、あるいはダーティな関税化といわれた EC の関税化受入案は、結局のところ、従来

の保護機能をそれほど損なっていない。今回のウルグアイラウンド農業交渉を、EC は、EC 型のデ・カップリングへという政策転換のなかで受けとめようとしたものである。

(鹿児島大学法文学部)